

第16・17回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「住民投票」

条例案
①市長は、市政に係る特に重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができる。
②市長は、住民投票を実施するにあたっては、投票の結果の取扱いについて、あらかじめ見解を述べなければならない。
③住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、市議会の議決を経て、条例で定めるものとする。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明
3者の視点（議会、市長、住民）できるということ。条文案は、市長だけしか書いていないので、バランスを取るほうがよい。	住民投票は頻繁にやるものではなく、市の方向性を決めるような大きな判断をする際に、議会・市長だけで判断するべきではない場合に行うもの。	日本は選挙権が20歳以上であるがゆえに、若年層の政治的な関心は低い。逆に、投票資格があることによって自覚が促されるという側面があるのであれば、高校生あるいは18歳以上にするという選択肢もある。	地方自治法上の規定と、岸和田市の自治体独自で規定することの整合はどのようになるのか。	地方自治法上は、日本国民で20歳以上でできますが、議会が否決したらできない。岸和田市の条例は、「住民投票を実施しなければならない」となっているので、要件が満たされた場合には、必ず住民投票をしなければならない。
今の条文案は、学問的に好ましくない。議会の反対を受けたとき、市長が人気を背景に物事を進めようと住民投票を使う内容で、批判の対象になる。市長が提案する時には議会の同意を得なければならない制度設計するのが住民投票の常道。	住民投票を書き込むのなら、住民投票を住民が望んだ時に実行できるための足掛かりを作らないと意味がない。	常設の住民投票手続きくらいは作った方が、議会、市もよいのでは。	仮に日田市議会が、岸和田市のような内容の条例を認めて議決した場合には、住民投票がされるか。	住民投票は実施される。ただし、地方自治法も含めて、住民投票の結果については、あくまで参考意見に過ぎず、最終的には市長判断になる。住民投票条例、自治基本条例上に住民投票を位置付けしても、市長の決定権を拘束することはできない。限界がある。
第1項の、「必要に応じて」は、不要ではないか。市長がやりたくなければ住民投票はできないとも読める。	住民投票という見出しがある以上、単に地方自治法に規定されている住民の要求、市議会の要求、市長の要求だけを書いていればいいのでは。	市民は、自治基本条例を見ても地方自治法までは見ないので、同じ内容でも書いていることに意味はある。	住民投票手続条例があり、後は事案ごとにテーマと住民投票資格者をその都度決めるやり方はないか。	
奥州市の「発議権は住民、議会、市長にある」という書き方と、越前市の「住民投票結果の尊重」を加えるはどうか。	個別型の住民投票条例とするのであれば、自治基本条例に書き込む意味があるのかが問題。行政の立場としては、個別型の方が良い。住民側としても個別案件ごとに要件を変えられるというメリットもある。	常設型でなければ、議会が制定しない形で終わることや、定住外国人問題など個別の案件に委ねれば委ねるほど外されてしまう。これらから考えると常設型の方が良い。他自治体のように、自治基本条例上で最低限の要件を設定する形でも良いかと。	市議会の議決がなければ住民投票は実施できないということか。	個別の案件ごとに住民投票条例を作れば、そのような問題がある。常設型の住民投票を一旦作れば、仕組みができ住民からの請求があれば実施ができる。常設型の住民投票の制定を視野に入れるのであれば、「それぞれの事案に応じ」という表現を消せば対応できる。
			常設型の住民投票条例は投票資格など詳しく書かなければならないのか。案件によっては、年齢構成を変える事はあるのか。	投票要件を規則に委任する方法がないわけではない。常設型の住民投票を作るのであれば、基幹的な重要事項になるので普通は条例で定める。
			常設型は固定的に住民投票条例を作ることだが、住民投票をする案件との関係はどうなるのか。	常設型の住民投票条例には考え方が二つある。あらかじめ住民投票対象を挙げ要件を満たせば住民投票を請求できるポジティブリストと、あらかじめできない対象を挙げそれ以外は住民投票請求できるネガティブリストがある。幅広く住民投票を実施するのであれば、ネガティブリストを採用し、「これとこれはできませんが、それ以外は可能です」となる。



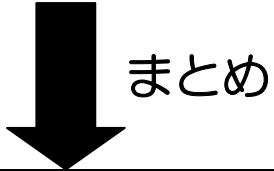
① 2項と3項については、そのまま利用できる。
② 常設型を念頭に置き、奥州市条例を基本とする。
③ 「結果を尊重する」、「投票結果の取り扱いについて市長は予め意見を言う」の内容を加える。

第17回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「政策法務」

条例案
市は、行政課題に対応した自主的な政策等を実行するため、法令の自主解釈権や条例制定権を活用し、条例、規則等の整備を積極的に行うよう努めなければならない。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明
「自主的な政策等を実行する」の表現で、市は自主的に政策を立案するので当たり前のこと。「自主的」は、法令の解釈に係わるのでは。	この条文を生かすなら、他で「住民は政策法務をきちんと推進しているかチェックしなければならない」などを謳えば、住民の方からも言いやすくなる。	この項目は、できる方法、できる解釈をしてくださいということ。現行法の解釈で限界があるなら、自分たちでルールを作ってくださいという条文になるべき。	市では規制・許可をする部署があり、法の解釈を広げられないところもある。条文の中に「超えない範囲において」を入れておかないと、運用面で異なる考え方がでて收拾がつかない可能性があると思うが。	様々な自治体を見てきた経験上、声ばかりで実際には動かない。だからこそ敢えて多少強烈な条文を入れる意味がある。地方分権改革、地域主権改革において様々な基準設定を含めて条例委任されている部分が拡大してきている。なので、政策法務のもう一つの柱である、条例づくりの可能性を追求するとし、できない合理的な理由があれば、市民に説明すれば済む。説明する責任が、この条文を入れ込むことで行政側に発生するということになる。
行政職員は、国の基準が地域の実情にうまく当てはまらない例外的な事項が多くあり、その時にどう対応するか。基準に合わないので断るか、その法令を自主的に解釈して対応するか。これが法令の自主解釈の話し。	「行政課題」は、すごく範囲が広い。他自治体の参考文で、「市政の課題」とか「地域課題」となっている。	「行政課題に対応した」という表現は改める必要がある。「地域の実情に合った」とか「市民の要望に対応するため」とかの方が合う。行政課題というと何を指すのかわからない。		
ルールが無い時に自主的にルールを作らなければならないので条例を制定することになる。今の条文案は、条例規則の整備を行うこと、ルールを作る方に重点が置かれている。	この項目を＜政策法務＞とせずに、＜政策法務・創意に基づく行政運営＞などにして、第1項で政策法務にし、第2項で創意に基づく内容を書くというのも良い。			
日常的には法令の自主解釈が大事。政策法務についての条文を入れる場合は、「地域の実情に合った法令解釈」と、「解釈で足りない部分は条例制定権を活用し地域に必要なルールを作るよう努める」の二段構えでよいと思う。				



① 項目名を変更する。例として＜政策法務・創意工夫に基づく行政運営＞になるかと。
② 第1項としては政策法務。謳う内容としては、日常的な法令解釈、運用レベルでの柔軟な対応を促す文言を書き、それに対応できない部分は、ルールを作る。それが条例制定の話しとなる。国や県を引き合いに出して言い訳はできませんとの内容に。
③ 第2項は、形式的な建前論、非難回避行動的なことをするのではなくて、より実質的な正義を求める柔軟行動をしなければならないという趣旨の文言を入れる。
④ 第3項で、住民は、前2項で定められたように行政が動いているかについてチェックし、必要な意見を述べるができるというような文言を入れる。

第17回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「組織及び人事政策」

条例案
①市は、社会情勢、行政需要、政策課題等の変化に対応できるよう、常に組織の見直しを行い、必要に応じて組織の再編をしなければならない。
②市長は、職員の政策形成能力を向上させるため、人事評価制度の整備及び職員研修制度の充実に努めなければならない。
③市長は、職員の人事異動について、市民との信頼関係の維持向上を図るため担当する業務内容を考慮しておこなうよう努めなければならない。

条例案に対する意見		項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
第1項の「機動的」は、迅速に素早く組織編制が可能なのか。物凄く大変ではないか。	参考自治体の条文を見ると、「組織の見直しを常に行う」というのがある。入れた方がよいかと。		身体的、精神的な病気などで比較的業務量の少ない部署へ人事異動をしなければならなかったケースがあると思う。そのような職員向けの研修や復帰できるようにしていく等を書き込むことはできないか。	職員に力をどのように発揮させるかということと、メンタルの部分は分けて考えた方がいい。最近どこの自治体も職員数削減などで苦労している。メンタル面での対応が必要な人も含めて、より円滑に組織が動いていくような在り方を模索して欲しいという希望ですが、条文としては難しい。
第2項に「政策形成能力を向上」とあるが「行政運営能力の向上」の方がいいのではないか。政策形成能力向上だけでは対象を絞り過ぎている。	第3項の関連で申し送りを的確にするの本質は市民サービスの向上のためである。的確に実施することで市民との信頼関係が構築されるので、第2項に市民サービスの向上を入れるならば、第3項にも市民サービスの維持向上を前提として高いサービスを続けることで信頼を構築するで繋げてはどうか。			条文で書き込むのは大変だが、条文は抽象的に書き込み説明で内容をフォローする形にはできるかと。自治基本条例はあるべき姿にしていける一つの起爆剤なので、その種を解説文の中に入れ込むと実際に改革しやすくなると思われる。
第3項は、市民との信頼関係を続けていくは、何かの副作用につながる気がする。大事なことは申し送りが十分に行われ、問題が発生した時に後戻りしないようにすること。条例としてはそのような記述があればよいのでは。	第3項については、「市民との信頼関係の維持向上を図るため」という要件と「担当する業務内容を考慮して」という要件があり、バランスは取れているので妥当かと思う。		第1項については、見直し前の条文案の方がいいと思うが。	見直し前からの修正については、社会の状況に素早く対応できるようにという点を強く出したのが、機動的にという表現になっている。
「機動的な組織編制」で、「機動的な」とか「柔軟に」とした場合、その場限りのプロジェクトにも受け止められる。いかに柔軟にプロジェクト・チームのようなを作り、無責任にならないよう併任辞令などで最後まで対応することが大事。そのことが混ざり、組織編制とプロジェクト・チームを含めた組織的に柔軟な対応を分けて二段階あるか、わかる表現に変えるのがよいのでは。	第3項で、「市は、職員の人事政策について」という書き出しで、解説の中に人事政策について昇進昇格などを含むという内容を説明で書く。			
政策形成能力の向上のために職員研修制度をする以前に、窓口業務の改善なども必要なので、行政運営能力向上という表現で大きく捉えた方がよいのでは。	第4項は、「人事異動に際しては市民サービスに支障が生じないように十分な配慮を持って必要な措置を採らなければならない」というような趣旨の条文を入れる内容になるかと。			
	第1項は、常に組織を見直すというニュアンスをだす。そして、プロジェクト・チームなどの一時的な柔軟な組織形態の活用などの部分と、組織編制を分ける形にする。			



①
②